

9月1日は防災の日

「防災力」を高めよう!

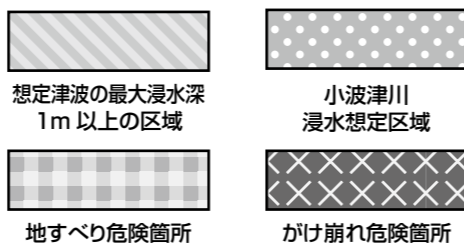
私たちが災害から身を守るためには、日頃から地域の状況や危険性を知るとともに、気象情報、避難情報を重く受け止め、命を守る行動をとることが大切です。この機会に、町内の避難所や風水害などの危険箇所について再確認しましょう。

水害・土砂災害の防災情報が警戒レベル5段階で発表されます

水害・土砂災害は、警戒レベルを用いて、防災無線やエリアメールなどで避難のタイミングをお知らせします。津波は、危険な区域から一刻も早い避難が必要であるため、警戒レベル区分は用いず、基本的に避難指示（緊急）のみ発令となります。

【警戒レベル】	【避難情報など】	【住民がとるべき避難行動など】
警戒レベル 5	災害発生情報(市町村が発令)	命を守るための最善の行動
警戒レベル 4	避難勧告・避難指示(緊急)(市町村が発令)	速やかに避難先に避難 避難所までの移動が危険と思われる場合、自宅内のより安全な場所に避難
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始(市町村が発令)	避難に時間を要する方(高齢者、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は避難、その他の人は避難準備
警戒レベル 2	洪水注意報・大雨注意報など(気象庁が発表)	災害に備え、避難行動を確認 こまめに災害や避難の情報確認
警戒レベル 1	早期注意情報(気象庁が発表)	災害への心構えを高める

【警戒レベル5】では既に災害が発生している可能性があります。また、必ず発令されるものではありません。【警戒レベル3～4】では、地域の皆さんで声をかけ合って、安全・確実に避難しましょう。必ずしも防災気象情報と同レベルの避難情報が発令されるわけではありません。自らの命は自らが守る意識をもって、防災気象情報も参考に、適切な避難行動をとってください。



西原町 防災マップ (簡易版)

※西原町防災マップを簡略化していません。詳しくはHPにて



※土砂災害警戒区域の指定について



※台風時のゴミ収集案内について



台風への備えは万全ですか?

沖縄には毎年多くの台風が襲来します。台風シーズンを乗り切るために、早めの台風対策をしましょう! 普段から備えておくことで、被害を未然に防いだり、軽減したりすることができます。

【屋根・看板】
 ・ひび割れやズレはないか。
 ・トタンはめくれたり剥がれたりしていないか。
 ・腐食などで壊れやすくなっていないか。

【ベランダ】
 ・物干し竿など飛散する可能性があるものはないか。

【庭・塀など】
 ・鉢植えなど飛散しやすいものはないか。
 ・塀などに破損や腐食はないか。
 ・敷地や周辺の草刈・清掃などで排水のつまりを軽減しておく(浸水対策)

災害に備える→台風等の災害情報はこまめにチェック
 停電に備える→懐中電灯やラジオ、電池などの準備
 断水に備える→飲料水などの確保
 浸水に備える→家財道具や生活用品は高い場所へ
 避難に備える→避難時に必要な「非常持出品」の確認

【雨戸・窓ガラス】
 ・ガタツキや緩みはないか。
 ・窓の補強はされているか。

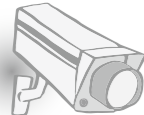
【外壁など】
 ・亀裂や腐食はないか。
 ・固定が必要なものがいないか。



大雨時は河川に注意!



パソコンやスマホで、家庭でも小波津川のリアルタイム画像を見ることができ、いざという時の避難に役立ちます。



小波津川 監視カメラ

※町HPトップページ左下



大雨注意報・警報の発表基準

大雨注意報	大雨警報	大雨特別警報
大雨による災害が発生する恐れがあると予測される場合	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予測される場合	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風等により大雨になると予想される場合

避難勧告等が発令されたら

浸水深 0.5m~1m 未満のエリア	平屋及び集合住宅1階にお住まいの方 床上浸水になり避難が遅れると非常に危険な状態になるため、避難情報だけではなく、出水時の水位情報にも注意し安全な場所に避難してください。 2階建て住宅及び集合住宅2階以上にお住まいの方 浸水が始まってからの避難は水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は無理をせず自宅2階等もしくは自室にて待機してください。
浸水深 0.5m未満のエリア	避難が遅れた場合は自宅上層階で待機 ただし、浸水が長時間継続する場合や孤立した場合の問題について認識しておくことが必要です。

災害時の避難等に不安を感じている方へ

避難行動要支援者名簿に登録しましょう!

避難行動要支援者名簿とは、災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

対象者

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 70才以上の高齢者のみの世帯の方
- 介護保険の要介護認定を受けている方
- 認知症高齢者
- その他、援助を必要とする方

名簿登録を希望する方は

- ① 申込書の提出が必要です。
- ② 「地域支援者」を決めます。
※地域支援者とは、要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援をしていただく方です。そのため隣近所の方々をお願いするのが理想です。

【お問い合わせ】 福祉部 福祉保険課 社会福祉係 ☎911-9163

避難所

- ① 西原南小学校
- ② 西原小学校
- ③ 西原東小学校
- ④ 坂田小学校
- ⑤ 西原東中学校
- ⑥ 西原中学校
- ⑦ 翁長
- ⑧ 西原町中央公民館
- ⑨ 西原運動公園
- ⑩ 西原町役場 (町民交流センター)

※災害のおそれがある場合には町役場が避難所として開設され、大規模災害時には、各小中学校等での避難所が開設されます。

行政区分

- ① 幸地
- ② 幸地ハイツ
- ③ 棚原
- ④ 徳佐田
- ⑤ 森川
- ⑥ 千原
- ⑦ 上原
- ⑧ 翁長
- ⑨ 坂田
- ⑩ 呉屋
- ⑪ 津花波
- ⑫ 西原台団地
- ⑬ 小橋川
- ⑭ 内間
- ⑮ 内間団地
- ⑯ 掛保久
- ⑰ 嘉手苅
- ⑱ 小那覇
- ⑲ 平園
- ⑳ 兼久
- ㉑ 与那城
- ㉒ 美咲
- ㉓ 我謝
- ㉔ 西原ハイツ
- ㉕ 安室
- ㉖ 桃原
- ㉗ 池田
- ㉘ 小波津
- ㉙ 小波津団地
- ㉚ 西原団地
- ㉛ 幸地高層
- ㉜ 坂田高層

※太字は自主防災組織のある行政区です